



島根県報

令和元年10月18日（金）

号外 第 5 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	（水 産 課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ ” ）	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第308号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、令和元年10月21日から施行する。

令和元年10月21日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年0.93パーセント」を「年0.89パーセント」に改める。

島根県告示第309号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2中

「

年1.28% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.28%）	年1.08% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.08%）	年1.28%	年1.28%	年1.08%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.28%	年0.93%	年0.93%
年1.28% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.28%）	年1.08% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.08%）	年1.28%	年0.93%	年0.93%
年1.28% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.28%）	年1.08% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.08%）	年1.28%	年0.93%	年0.93%
年1.28% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.28%）	年1.08% （新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.08%）	年1.28%	年1.28%	年1.08%
年1.28%	年1.08%	年1.28%	年1.28%	年1.08%

を

—	—	年1.28%	年0.93%	年0.93%
年1.28%	年1.08%	年1.28%	年0.93%	年0.93%

」

「

年1.29% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.29%)	年1.09% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.09%)	年1.29%	年1.29%	年1.09%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.29%	年0.89%	年0.89%
年1.29% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.29%)	年1.09% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.09%)	年1.29%	年0.89%	年0.89%
年1.29% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.29%)	年1.09% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.09%)	年1.29%	年0.89%	年0.89%
年1.29% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.29%)	年1.09% (新規着業者に 貸し付けるもの にあつては、年 1.09%)	年1.29%	年1.29%	年1.09%
年1.29%	年1.09%	年1.29%	年1.29%	年1.09%
—	—	年1.29%	年0.89%	年0.89%
年1.29%	年1.09%	年1.29%	年0.89%	年0.89%

に改める。

」

別表第2の2中「1.28%」を「1.29%」に改める。

附 則

- この告示は、令和元年10月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、令和元年10月21日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第310号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中	「	年0.02%以内	「	年0.06%以内	を	」	に改める。	」
		年0.05%以内		年0.1%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				
		年0.02%以内		年0.06%以内				

附 則

- 1 この告示は、令和元年10月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和元年10月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第311号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「0.02パーセント」を「0.06パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年10月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和元年10月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。